

食品の適正表示推進者育成講習会

食品表示は、消費者が食品を選ぶ際に手がかりとなる大切な情報ですが、複雑・多岐にわたり、分かりにくいものとなっています。

そこで東京都では、各事業所で適正な食品表示を推進する人材を育成するため、食品を取り扱う事業者の方々に対して、食品の適正表示推進者育成講習会を開催します。

本講習会を受講された方は『食品の適正表示推進者』として登録いたします。

日時 第1回：令和6年1月10日(水曜日)午前10時から午後5時まで

第2回：令和6年2月28日(水曜日)午前10時から午後5時まで

会場受付：午前9時20分開始予定

※第1回、第2回ともに講習内容は同じです。どちらか都合が良い回を選択してください。

会場 都庁第一本庁舎5階大会議場

◎JR「新宿駅」下車、西口から徒歩約10分

◎地下鉄大江戸線「都庁前駅」下車すぐ

定員 各回 500名

※申込者多数の場合は、申込期限後に抽選を行います。原則として都内事業所に勤務する食品関係従事者を優先させていただきますので、あらかじめご了承ください。

聴講料 1,500円(税込)(事前振込)

聴講料の払込みは、Pay-easy(ペイジー)※のご利用をお願いいたします。

一度納付された聴講料は、払い戻しできません。

※Pay-easy(ペイジー)：インターネットバンキングや金融機関のペイジー対応ATMで納付することができるサービスです。

内容 食品表示に関連する主な法令(食品表示法、景品表示法、計量法等)の解説や表示の事例検討などを行い、正しい表示方法を身につけていただきます。

対象者 都内で流通する食品を取り扱う食品製造業、輸入業、問屋業、スーパー、デパート、飲食業等の食品関係従事者

【注意】

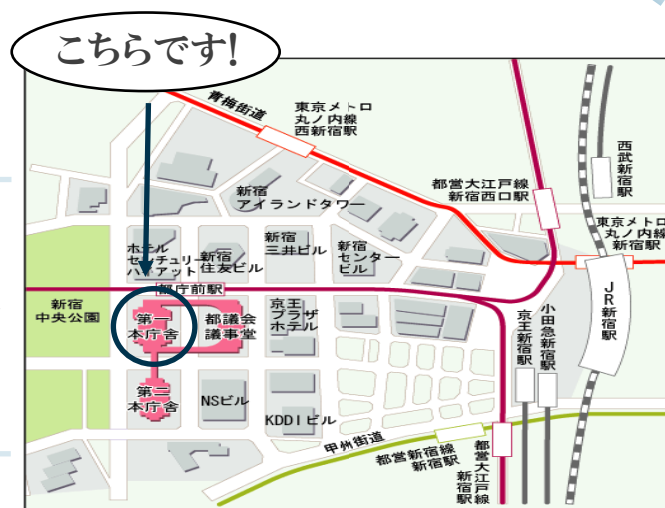
これまでに東京都が実施した食品の適正表示推進者育成講習会を受講し、既に『食品の適正表示推進者』になられた方は、フォローアップ講習会(令和5年12月11日(月曜日)開催予定)の受講対象となり本講習会は受講できません。

申込方法は裏面をお読みください

お問合せ先

東京都 保健医療局 健康安全部 食品監視課 食品表示担当

電話：03-5320-4408(直通) (平日、午前9時～午後5時)



申込期間

令和5年7月1日(土曜日)～令和5年10月31日(火曜日)

(東京共同電子申請・届出サービスで申込み)

申込方法

1. 講習会の申込み

- 東京都保健医療局ホームページ「食品衛生の窓」の本講習会案内ページ
- 右記2次元コード

上記のいずれかからアクセスし、東京共同電子申請・届出サービスによりお申込みください。

【注意】

これまでに東京都の食品の適正表示推進者育成講習会を受講し、既に『食品の適正表示推進者』になられた方は本講習会を受講できません。



2. 受講可否の確認(令和5年11月中旬)

受講の可否について、登録いただいたメールアドレスにご連絡いたします。

3. 聴講料の払込み(令和5年12月4日まで)

聴講料の払込みは、Pay-easy(ペイジー)のご利用をお願いいたします。

一度納付された聴講料は、払い戻しできません。

聴講料払込み後、【納付完了通知メール】が電子申請・届出サービスにより送付されます。

4. 受講予定者決定通知メールの送付

聴講料の払込みが確認できた方は、【受講予定者決定通知メール】を送付いたします。

講習会当日は受付時に【納付完了通知メール】又は【受講予定者決定通知メール】をご提示いただきます。

受付案内

【納付完了通知メール】又は【受講予定者決定通知メール】をお手元にご用意いただき、下記都庁第一本庁舎1階北側 講習会受付でお見せください。

